

GUIDE BOOK

G U I D E B O O K

くらしの損害保険



社団法人 日本損害保険協会

はじめに

私たちは、日頃、危険に取り囲まれて生活をしているといっても決して過言ではありません。交通事故をはじめ火災やケガ、台風や地震などの自然災害等々、危険は多種多様です。しかも社会の発展に伴い、事故や災害が多様化、複雑化し、その規模も大型化しています。築き上げた幸せも、ひとたび、事故や災害に見舞われれば大きく崩れてしまいかねません。こうした私たちを取り巻くいろいろな危険から、どうしたらくらしや財産を守ることができるでしょうか。

そのもっとも合理的な防御策のひとつが損害保険です。万一のことがあったとき、すぐに立ち直るための備えとして、いまや損害保険はなくてはならない存在です。損害保険とは、将来起きるかもしれないさまざまな危険に対して、あらかじめ経済的な損失を最小限に食い止める手立てを講じておく方策です。言い換えれば、人々のくらしや企業の活動に「小さな負担で大きな安心」をお届けするのが損害保険です。

このガイドブックは、損害保険の中でも特に私たちのくらしと関わりの深い、「住まい」「くるま」「からだ」などの保険について、それぞれがくらしの安心づくりにどのような役割を果たすかについてご紹介しています。皆さまの安心読本として、このガイドブックを是非ご活用ください。

2005年4月

社団法人 日本損害保険協会

CONTENTS

損害保険の仕組みを知ろう	1
住まいの保険	
火災保険の補償内容	4
火災保険の加入ポイント	6
地震保険	8
くるまの保険	
自動車事故を起こしたら	10
交通事故とその責任	11
自動車保険の補償内容	12
自動車保険の加入ポイント	15
からだの保険	
傷害保険の補償内容	18
その他のからだの保険	20
スポーツ・レジャーの保険	22
自転車の保険	23
損害保険用語の基礎知識	24
お問い合わせ先一覧	28

本ガイドブックをご利用されるにあたって...

このガイドブックに記載している内容は、損害保険料率算出機構が作成している「標準約款」をベースに説明しています。そのため、各損害保険会社の個別商品によっては、補償内容等が一部異なるものもあります。詳しくは、損害保険会社または代理店にご相談ください。

損害保険の仕組みを知ろう

損害保険にはさまざまな種類があります

世の中が便利になる反面、私たちは意外に多くの危険に囲まれてくらしています。家の中にいても、火事をはじめ地震や台風といった自然災害に見舞われる可能性があります。一歩外へ出れば交通事故や不慮のケガの心配があります。損害保険には、こうした私たちの生活の中に潜む危険や企業活動に関する保険までさまざまな種類があります。このガイドブックでは、私たちの生活に身近な住まいの保険、くるまの保険、からだの保険を中心にご紹介します。

損害保険は「相互扶助」の制度です

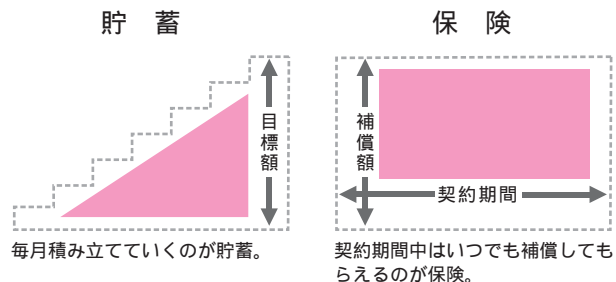
損害保険は、ふだんから多くの人が少しずつお金を出し合うことで、その中の誰かが事故や災害などで損害を被った時、出し合ったお金で補償をする「相互扶助」の精神から生まれた制度です。もちろん、事故や災害にいつ誰がどこで見舞われるかを正確に予測することは不可能です。

では、損害保険はどのように成り立っているのでしょうか。例えば、ある人が交通事故に遭うかどうかは、偶然に支配されているため予測することはできません。しかし、多くの人たちについてみると、交通事故に遭う確率がわかってきます。一見、偶然と思われる現象も、数多くのデータを観察することにより、その発生する確率がわかります。これを「^{たいすう}大数の法則」といい、損害保険が成り立つための基本になっています。サイコロを数回振っただけでは、出る目がある特定の数字に偏ることがあり得ます。しかし、数十万回、数百万回と振れば、それぞれの数字の出る確率が限りなく6分の1に近づいていくのと同じです。

コラム

貯蓄は三角、保険は四角

貯蓄は定期的に積み立て、万一の事故などに備える方法ですが、万一の事故はいつ起きるか予測できず、実際に事故が起きた時に十分な貯蓄が貯まっているとは限りません。その点、保険は契約した時から、万一に備えた十分な補償を得ることができます。



損害保険の仕組みを知ろう

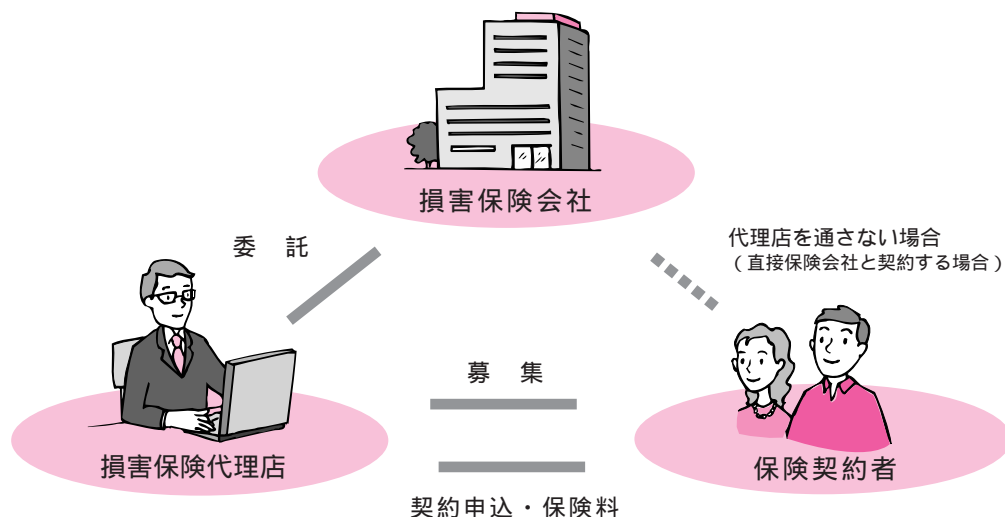
「大数の法則」「収支相等の原則」「公平の原則」に基づいて保険料が決まります

損害保険の保険料は、過去に起きた事故にどれだけ保険金を支払ったかに基づき、将来の事故の発生確率を数学的に予測して決められています。これは「大数の法則」に加え、「収支相等の原則」に基づき、保険料が算出されています。「収支相等の原則」とは、保険契約者から集めた保険料の総額（収入）と、保険会社が支払う保険金と経費の総額（支出）を等しくする考え方です。

なお、「公平の原則」により、保険料は一律ではなく、事故の確率の高低によって設定されているのも特徴です。耐火性の高い鉄筋コンクリート造の住宅と木造住宅とでは、火災保険の保険料が異なるのも「公平の原則」によっています。

損害保険に加入するには

損害保険に加入するには、保険会社に直接申し込むか、保険会社の委託を受けた損害保険代理店に申し込むことになります。代理店は、保険会社に代わって保険契約者（加入者）と契約を結び、保険料を領収する役割を担っています。実際に事故や災害が起きた時は、保険会社またはその代理店に速やかに連絡することで補償を受けることができます。代理店は損害を調査したり、保険金を支払う権限をもっていませんが、事故の受付や保険会社への連絡など保険契約者に対するサービスを行っています。また、最近は代理店を持たず電話やインターネットによる保険販売をしているケースもあり、その場合は保険会社に直接申し込むことになります。



損害保険の種類

損害保険にはさまざまな種類があり、日々のくらしの安心を支えています

くらしの安心を支える損害保険





住まいの保険

火災保険の補償内容

火災保険で補償されるのは、「火災の時だけ」と考えていませんか。損害保険会社で取り扱っている火災保険には下記のような種類があり、さまざまな災害、事故から建物や家財を守っています。

(1) 火災保険で補償される災害の例

火災保険で補償される災害は火災に限らず、落雷等も含まれています。火災保険の種類や損害保険会社によっても異なりますが、一般的に下記のような災害が対象になります。



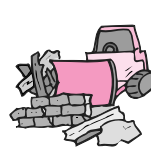


	建物・家財など（火災保険で補償される災害）					
	火災	落雷	破裂・爆発	風災・ひょう災・雪災	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊	給排水設備に生じた事故
住宅火災保険						
住宅総合保険					×	×
団地保険						
店舗総合保険						

	建物・家財など（火災保険で補償される災害）				
	騒じょう・これに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	盗難によって生じた盗取、き損または汚損	通貨または預貯金証書の盗難	持ち出し家財の損害	水災
住宅火災保険					
住宅総合保険	×	×	×	×	×
団地保険					×
店舗総合保険					

- 補償される
- 一定の制限付きで補償される
- × 補償されない

(2) 火災保険で補償される費用の例

火災保険で補償される費用は、火災保険の種類や損害保険会社によっても異なりますが、一般的に下記のような費用が対象になります。

	費用（火災保険で補償される費用の例）				
	損害防止費用	災害時の臨時費用	残存物の取り片付け費用	失火見舞費用	災害時の傷害費用
					
住宅火災保険					
住宅総合保険					
団地保険					
店舗総合保険					

補償される
一定の制限付きで補償される

コラム

火災保険では、地震による火災は補償されません。したがって地震に備えるには地震保険が必要です。
(地震保険については、P8,P9参照)

コラム

隣家からのもらい火は、損害賠償を請求できない？

マイホームはもちろん、賃貸住宅に住んでいる場合でも火災保険に加入しておくことが大切です。例えば隣家からのもらい火の場合、「失火の責任に関する法律(失火責任法)」に、失火者(この場合は隣家)に「故意または重大な過失」がない限り、損害賠償を請求できないと定められています。「重大な過失」とは、過去の判例によればガスコンロでてんぷらを揚げている最中に、台所を離れて出火させてしまった場合などをいい、不注意の程度が通常の過失に比べ著しい場合を指します。「重大な過失」が

ないと認められる場合には、失火者に損害賠償を請求できず、自分で契約している火災保険の補償を受けることになります。

賃貸住宅に住んでいる場合も同様に、「重大な過失」がないとされれば失火に関する責任を問われることはありません。しかし、家主に対しては借りている家を燃やしてしまったという賃貸借契約上の損害を与えているわけですから、損害賠償責任を負うことになります。こうした事態に備えて、借家人賠償責任保険に加入しておけば安心です。

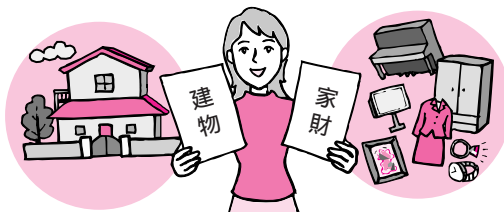


住まいの保険

火災保険の加入ポイント

ポイント1 建物と家財の契約は別々です

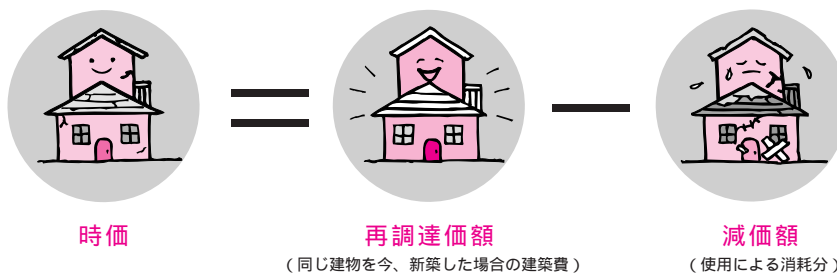
火災保険は、建物と家財を分けて契約することになっています。建物だけ契約して家財の契約をしなかった場合、家財に生じた損害は補償されません。また、家財を契約する場合、高価な貴金属、美術品などは契約時に申し出ておかないと、補償の対象にならない場合がありますから注意が必要です。



ポイント2 契約金額の設定方法について

火災保険の契約金額を設定するには、再調達価額（注1）をもとに設定する方法と、時価（注2）をもとに設定する方法があります。

- （注1）再調達価額とは、同等の住宅を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額のことです。建てた当時の新築価額にその後の建築費の変動率を乗じて算出するなどの方法があります。
- （注2）時価とは、再調達価額から使用による消耗分（減価額）を差し引いた金額をいいます。



再調達価額をもとに契約金額を設定する方法

再調達価額とは、同じ建物を新築したらいくらかかるかを評価した額をいいます。したがって、保険金だけで同じ建物を建て直したいと考えるならば、再調達価額をもとに契約金額を設定して契約すると、実際の損害額が支払われるので、保険金だけで建物を元通りに修理したり、建て直すことが可能になります。なお、家財についても同様に契約することができます。

時価をもとに契約金額を設定する方法

住宅などを対象にしている火災保険では、契約金額が時価の一定割合（注3）以上であれば、契約金額を限度として実際の損害額が保険金として支払われます。ただし、時価の一定割合を下回った契約では、損害額の全額は補償されません。そのため、時価をもとに契約する場合は、「契約金額を時価いっぱい」に設定しておくのが基本です。

（注3）一定割合は、火災保険の種類や損害保険会社によって異なります。

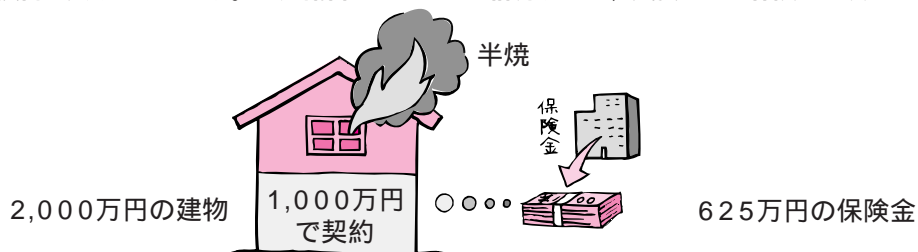
$$\text{支払われる保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{時価} \times \text{一定割合}}$$

A 時価を下回る契約金額で設定した場合

時価を下回る契約金額で設定した場合、損害額どおり保険金が支払われない場合があります。

（具体例）

時価2,000万円の建物に、火災保険の契約金額を1,000万円で契約した場合で、その建物が半焼して1,000万円の損害を受けたとします。一定割合を80%として計算すると、支払われる保険金は次のとおりです。



$$\begin{aligned} \text{支払われる保険金} &= 1,000 \text{万円 (損害額)} \times \frac{1,000 \text{万円 (契約金額)}}{2,000 \text{万円 (時価)} \times 80\% \text{ (一定割合)}} \\ &= 625 \text{万円となり、実際の損害額 (1,000万円) より保険金は下回ります。} \end{aligned}$$

B 時価と同額の契約金額で設定した場合

時価と同額の契約金額で設定した場合、契約金額を限度として、実際の損害額どおりの保険金が支払われます。

C 時価を上回る契約金額で設定した場合

時価を上回る契約金額で設定しても、建物の時価以上の額で保険金を支払うことは認められていません。したがって、支払われる保険金は時価いっぱいまで契約金額を設定したときと同額になります。これは保険による不当利得、いわゆる「焼け太り」は認められないということです。



住まいの保険

地震保険

日本は世界の地震大国です

内閣府のデータ()によると、1994年から2003年までの10年間に、マグニチュード6.0以上の地震は世界で960回を数え、そのうち4分の1近い220回は日本で発生しています。「災害は忘れた頃にやってくる」といったのは、明治期の物理学者で随筆家でもあった寺田寅彦ですが、近年の日本は、忘れる間もなく大きな地震に見舞われています。地震に備えるための保険が、地震保険です。火災保険では地震を原因とする火災等の損害は補償されません。地震保険に加入しておく必要があります。

() 「防災に関してとった措置の概況」及び「平成16年度において実施すべき防災に関する計画」

地震保険の特徴

「地震保険に関する法律」に基づき政府と民間で共同運営しており公共性が高い
被災者の生活安定に寄与することを目的とする
損害保険会社の利潤は一切入っていない

地震、噴火、津波の災害を補償します

地震保険に加入していれば、いざという時の地震や噴火、津波による損害に対して保険金が支払われます。火災はもちろん、損壊、埋没、流失に関する損害がカバーできます(注1)。なお、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された後は、地震防災対策強化地域内に所在する建物・家財については、新たに地震保険を契約することおよび契約金額を増額することはできません。

(注1) ただし、次のようなケースでは、保険金が支払われません。

- ・ 故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- ・ 地震などの際における紛失や盗難
- ・ 戦争、内乱などによる事故
- ・ 地震の発生日から10日経過後に生じた事故



地震保険の加入は火災保険とセットで

地震保険は単独では加入することができません。火災保険にセットして契約する必要があります。現在、火災保険に加入しているが地震保険は未加入という場合でも、契約期間の途中で地震保険の契約を結ぶことができます。

対象となるもの

- ・建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)
 - ・家財(30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません)
- 地震保険を契約できます。

「契約金額」.....火災保険の契約金額の30～50%の範囲内

「契約金額の限度」...建物5,000万円、家財1,000万円

「保険料」.....所在地(都道府県)と建物の構造(木造、非木造)により異なります。また割引制度もあります。

地震が起きた時の補償は？

地震保険では、保険金をできるだけ速やかに支払うことができるよう、損害を3つの区分に分けています。建物や家財に、「全損」、「半損」、「一部損」の損害が生じた時に、保険金が支払われます。

	損害の状況		支払われる保険金
	建 物	家 財	
全 損	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・柱・外壁・屋根などの損害額が建物の時価の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 家財の損害額が家財の時価の80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 契約金額の100% (時価が限度)
半 損	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・柱・外壁・屋根などの損害額が建物の時価の20%～50%未満 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%～70%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 家財の損害額が家財の時価の30%～80%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 契約金額の50% (時価の50%が限度)
一 部 損	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・柱・外壁・屋根などの損害額が建物の時価の3%～20%未満 全損・半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水 	<ul style="list-style-type: none"> 家財の損害額が家財の時価の10%～30%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 契約金額の5% (時価の5%が限度)



くるまの保険

自動車事故を起こしたら

自動車事故を起こしたら、気が動転するかもしれませんが、できるだけ冷静になって、事故の対処を行ってください。

次に、被害者に対する補償として保険金請求をすることになりますが、保険金請求には、何種類かの提出書類がありますので、契約している損害保険会社または代理店に確認しましょう。

1 被害者の救護と警察への届出

被害者の救護

道路の危険防止措置

110番通報（警察への事故の届出）

相手の住所・氏名・勤務先などの確認

目撃者がいる場合、その人の住所・氏名の確認と証言依頼

事故状況のメモ作成

2 事故連絡

自動車事故を起こした場合には、事故の大小または人身・物損にかかわらず、損害保険会社または代理店にご連絡ください。

3 交通事故証明書

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書が必要となり、これは警察への届出がないと発行されません。

4 修理の前には承認が必要

被害者と示談をする場合や事故を起こした自動車を修理する場合には、事前に損害保険会社または代理店に連絡し、承認を得ることが必要になります。

これらの手続きを怠った場合には、保険金が支払われないこともありますので注意が必要です。



交通事故とその責任

交通事故を起こした場合、加害者は3つの法律上の責任が問われることになります。



1. 行政上の責任

一般に行政処分といわれ、道路交通の安全を確保するため、管轄の公安委員会が運転免許証の取消、停止、減点、反則金などの処分を行います。自動車の運転者が道路交通法に違反した場合の点数制度があります。運転者の過去一定期間（原則として3年）の交通違反や交通事故について、その内容に応じて点数をつけ、その合計点数が所定の行政処分基準点数となった場合に、免許の取消、停止などの処分を受けることになります。

2. 刑事上の責任

相手を死傷させた場合、業務上過失致死傷罪になります（刑法第211条）。業務というのは、職業上の運転をさすだけでなく、人がその社会生活上の地位に基づいて反復継続した行為であって、かつ、他人の生命・身体に危害を加えるおそれのある行為をいいます。また、過失というのは注意義務違反、すなわち不注意のことをいいます。

刑罰は、「過失の大小」「結果の大小」「事後措置の当・不当その他情状」により決められ、懲役（刑務所に入れて強制労働に従事させる刑罰）、禁固（刑務所に入れてその自由な活動を奪う刑罰）、罰金があります。

3. 民事上の責任

交通事故で他人に損害を与えた場合、加害者は被害者に対して損害賠償をしなければなりません。これは民法と自動車損害賠償保障法（自賠法）に規定されています。

民法第709条

「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス。」

賠償責任が生じるためには、故意（わざと）または過失によること、他人の権利を侵害した結果、損害が生じたことが条件になります。損害賠償の方法は、民法では金銭によって行うと定められています。

自動車損害賠償保障法第3条

「自己のために自動車の運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではない。」

自動車の人身事故による賠償責任については、自賠法が民法に優先して適用されます。

コラム

道義的な責任

法律上の責任のほかに、加害者として果たさなければならない責任があります。被害者を見舞い、誠実に謝罪するという道義的な責任です。事故の円満な解決には欠かせない責任です。





くるまの保険

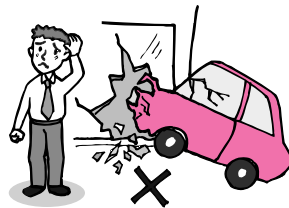
自動車保険の補償内容

自動車の保険には大きく分けて、すべての自動車やバイクに加入が義務付けられている「自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）」と、ドライバー自身の判断で加入する「任意の自動車保険」があります。

(1) 自賠責保険（強制保険）

自賠責保険は、自動車損害賠償保障法(自賠法)という法律によって、すべての自動車とバイクに加入が義務付けられている強制保険です。この保険は、自動車事故によって他人を死亡させたり、ケガを負わせたりした場合の損害賠償を補償します。

自賠責保険は、あくまでも“他人”に対する損害賠償を補償する保険であり、運転者自身のケガはもちろん、他人の自動車や建物などに対する損害は補償されません。なお、自賠責保険から支払われる保険金の限度額は次のとおりです。



支払保険金限度額

事 由	支払限度額
傷害による損害	最高120万円まで
後遺障害による損害	後遺障害の程度により75万円～3,000万円まで。ただし、神経系統・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時介護を必要とするときは最高4,000万円まで、随時介護を必要とするときは最高3,000万円までとなる。
死亡による損害	最高3,000万円まで

コラム

バイクにも自賠責保険を忘れずに

排気量250cc以下のバイクには車検制度がないため、自賠責保険の期限をつい忘れがちです。ナンバープレートに貼られているステッカーで確認して、期限切れにならないようにしましょう。期限切れのまま運行した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。また、道路交通法違反の点数が6点で免許停止になります。

契約が切れる年



契約が切れる月



自賠法の特徴

自賠法は、多発する交通事故の被害者を社会的に救済するというものであり、あわせて自動車運送の健全な発達に寄与することを目的として制定されています。さらに加害者の賠償資力の確保のため、すべての自動車に自賠責保険の加入を義務付けています。この法律は大きく3つの柱で成り立っています。

加害者側にほぼ無過失責任に近い賠償責任を負わせたこと

自分のために運転する人が人身事故を起こした場合には、原則として責任（運行供用者責任）を負うこととし、実質的な無過失責任により被害者救済を図っています。

自賠責保険の強制締結により基本補償を確保したこと

原則として、すべての自動車は自賠責保険を付けなければ走ってはいけなくなっています。保険への加入を証明するものが「自賠責保険証明書」で、必ず自動車に備え付け、いつでも提示できるようにしておく必要があります。

政府の保障事業を実施したこと

自賠法は、ひき逃げに遭ったり、自賠責保険の付いていない自動車にひかれたような被害者を救済するため、自賠責保険とは別に、政府が「自動車損害賠償保障事業」を行うよう定めています。

(2) 任意保険

自賠責保険の範囲は人身事故による賠償損害のみであり、また一定の限度額までしか補償されません。

そこで、自賠責保険では補償されないような以下の損害については、「任意の自動車保険」で備える必要があります。「自賠責保険と任意の保険は、車の両輪」といわれるゆえんです。

人身事故の賠償額が自賠責保険の限度額を超える場合
他人の「モノ」に対する賠償損害
運転者本人のケガ
自分の車の損害

自動車事故による損害の種類と自動車の保険の関係

損害の種類		事 例	対応する保険
賠償損害	他人の身体	・ 歩行者をはねて死亡させた。 ・ 他の車に衝突して運転者にケガをさせた。	自賠責保険 対人賠償保険
	他人の財物	・ 他の車に衝突してその車を壊した。 ・ 他人の家の門にぶつかりその門を壊した。	対物賠償保険
傷害	運転者・同乗者	・ 川に転落して自分がケガをした。 ・ 電柱に衝突して同乗者がケガをした。	自損事故保険 搭乗者傷害保険 人身傷害補償保険
		・ 他の車との衝突で後遺障害を負ったが、相手に対人賠償保険が付いていなかった。	無保険車傷害保険 人身傷害補償保険
物損害	自分の車	・ ガケから転落して車が大破した。 ・ 吹き飛ばされてきた看板が車に当たり大破した。 ・ 車を盗まれた。	車両保険



くるまの保険

任意の自動車保険の種類

任意の自動車保険には、補償する損害に応じた各種の保険があり、主なものは次のとおりです。実際の保険商品は、これらの保険を組み合わせることができますが、損害保険会社によっては、補償範囲をさらに拡大した保険商品も用意しています。

対人賠償保険

自動車事故によって他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠償保険で支払われる金額を超える損害賠償額に対して保険金が支払われます。自賠償保険を補完する保険です。



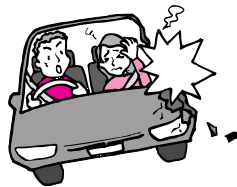
無保険車傷害保険

対人賠償保険を契約していないなど、賠償資力が十分でないほかの自動車に衝突されて、運転者や同乗者が死亡または後遺障害を被った場合に保険金が支払われます。



搭乗者傷害保険

運転者や同乗者など、自動車に搭乗中に人が事故によって死傷した場合に保険金が支払われます。

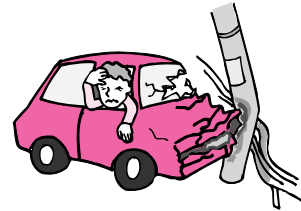


人身傷害補償保険

契約した自動車または他の自動車に乗車中や歩行中に、自動車事故で死傷したり後遺障害を被った場合に、自分の過失部分を含めて、自分の契約している損害保険会社から損害額の全額について保険金が支払われます。

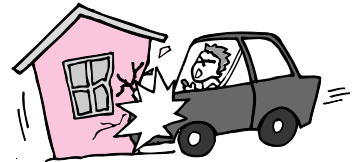
自損事故保険

自賠償保険では補償されない運転者自身の自損事故（運転ミスによる電柱への衝突など）で、運転者自身などが死傷した場合に保険金が支払われます。



対物賠償保険

自動車事故によって他人の自動車や建物などの財物に与えた損害に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。



車両保険

衝突・接触・転覆・モノの落下や、火災・爆発・盗難・台風・こう水など、偶発の事故によって自動車に損害を受けた場合に保険金が支払われます。



車両保険には、補償の対象を自動車対自動車の衝突・接触事故に限ったものや、これに盗難事故なども補償の対象に加えたものなどがあります。

自動車保険の加入ポイント

最近の自動車保険は、いろいろなリスクに対応するため非常に多様化してきています。ご自身にもっとも適した自動車保険に加入するには、次のポイントをよく検討したうえで、損害保険会社または代理店にご相談ください。

ポイント1 十分な賠償資力を備える

誤って人をはねて死亡させてしまったり、重い後遺障害を負わせてしまった場合、加害者は億単位の損害賠償額を請求されることも珍しくありません。また、対物事故（例えば、踏切事故で電車に衝突しその運行を妨害）の場合も損害賠償責任が発生します。しかも最近ではその損害賠償額が高額化しています（下記参照）。

自動車保険への加入に当たっては、万が一に備えて十分な対人・対物賠償資力を備えておくことが必要です。

交通事故賠償に関する主な高額判決例

対人事故

認定総損害額	判決年月日	事故年月日	姓・年齢	職業	被害態様
3億5,978万円	平成16. 6. 29	平成 9. 4. 24	男・25歳	大学研究科	後遺障害
3億2,246万円	平成16. 3. 30	平成10. 10. 7	男・25歳	アルバイト	後遺障害
3億1,201万円	平成15. 8. 28	平成 9. 8. 12	女・21歳	会社員	後遺障害
3億 277万円	平成16. 5. 26	平成11. 7. 23	男・38歳	会社員	後遺障害
2億9,736万円	平成 7. 3. 30	昭和59. 7. 18	男・40歳	会社役員	後遺障害
2億9,686万円	平成12. 11. 28	平成 7. 8. 3	男・20歳	専門学校生	後遺障害
2億9,241万円	平成15. 4. 18	平成11. 1. 26	男・17歳	高校生	後遺障害

対物事故

認定総損害額	判決年月日	事故年月日	被害物件
2億6,135万円	平成 6. 7. 19	昭和60. 5. 29	積荷（呉服・洋服・毛皮）
1億3,580万円	平成 8. 7. 17	平成 3. 2. 23	店舗（パチンコ店）
1億2,036万円	昭和55. 7. 18	昭和50. 3. 1	電車・線路・家屋
1億1,347万円	平成10. 10. 26	平成 4. 9. 14	電車

（注）1. 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としている。

2. 上記にいう認定総損害額とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいう。

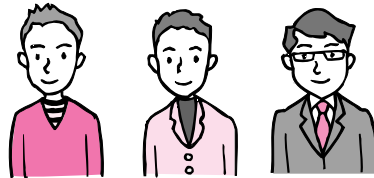


くるまの保険

ポイント2 運転者の年齢で契約条件を選ぶ

自動車の用途・車種によっては、契約時に運転者の年齢条件付きで契約を締結することで保険料が割引となる制度があります。

例えば、21歳未満不担保特約、26歳未満不担保特約、30歳未満不担保特約、35歳未満不担保特約等があり、この順で保険料が安くなります。ただし、この運転者年齢条件を付けた契約では、例えば、26歳未満不担保特約で契約している場合、23歳の人が運転して事故を起こしても保険金は支払われません。



ポイント3 保険料の割引制度を利用する

自動車保険では、次のような保険料割引制度を利用することができます。また、最近では各保険会社が独自に工夫をこらした保険料割引制度もあります。

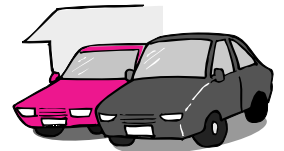
運転者家族限定割引

自動車の運転者を家族に限定することで、保険料が割引となる制度です。ただし、この割引制度で家族以外の人が運転中に事故を起こしても保険金は支払われません。



複数所有新規割引

自動車保険を契約している自動車の等級が一定等級以上の場合、2台目の自動車を購入して自動車保険に加入すると、その2台目の保険料が割引となる制度です。割引が適用されるためには、対象の自動車車種、契約者、被保険者、所有者が1台目の契約と同じであるという条件が必要です。



盗難防止装置割引

最近、自動車盗難が多発しています。イモビライザ等の盗難防止装置が装着された自動車は、自動車保険（車両保険）の保険料が割引される制度です。



ポイント4

契約更改はお忘れなく

保険料の割増・割引のある任意の自動車保険では、満期日から一定期間内に契約更改の手続きをしないとその割引を継承できなくなり、新たな契約と同じ扱いになります。更改の時期が迫ってきたら忘れずに手続きをするよう注意することが大切です。

満期日を過ぎても、契約更改をしないで自動車を運転していて事故を起こした場合、保険金は支払われません。

ポイント5

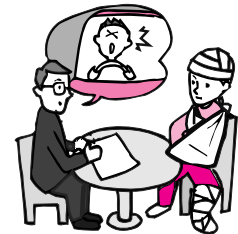
示談サービスや事故時等の付帯サービスは付いているか

事故のときに本来の価値を発揮するのが自動車保険です。示談サービスや事故時・故障時の付帯サービスまで含めて補償を厚くしておくことも大切なことです。

示談交渉サービス

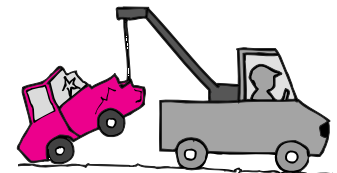
万一、交通事故を起こして被害者への補償が問題となったときは、原則として加害者・被害者双方の話し合いによる示談で解決するのが一般的です。示談交渉サービスは、損害保険会社が加害者（被保険者）に代わって、被害者との交渉に当たります。したがって、この示談交渉サービスが付いていない自動車保険の場合には、加害者である契約者自らが被害者との話し合いを行い、示談で解決することになります。

事故のときは示談交渉が一番大変ですので、このサービスの有無はとても重要になります。損害保険会社の取り扱う自動車保険によっても異なりますが、対人・対物の両事故でこのサービスが付いていたり、対人事故だけに付いていたりしますので、自動車保険を選択するときにきちんと確認しましょう。



事故時等の付帯サービス

事故時や故障時のレッカー移動サービス、鍵開け・出張修理サービスなど最近では非常に便利なサービスが付帯している自動車保険が販売されています。こういったサービスが付いているか否かも、自動車保険を選択する上でのポイントです。



コラム

ノンフリート等級別料率制度

個人用の自動車保険には、1年間の事故の有無に応じて翌年の保険料が上がったり下がったりするという「ノンフリート等級別料率制度」を採用しているものがあります。この制度では、1年間無事故だった場合は翌年の等級が上がって保険料はその分安くなり、反対に事故を起こした場合は翌年の等級が下がって保険料は高くなります。



からだの保険

傷害保険の補償内容

思わぬ事故によるケガは傷害保険がカバーします

日々の暮らしの中には、いたるところに思わぬケガをする危険が潜んでいます。こうした不慮の事故によるケガの損害を補償するのが傷害保険です。

傷害保険で補償される損害には、次のようなものがあります。

スポーツ中のケガ・火事でやけど・階段から転落・乗り物との衝突・自転車で転倒 など

基本的な傷害保険をご紹介します

傷害保険でもっとも基本的な傷害保険を紹介し、どのような損害を補償しているかを説明します。

危険を幅広く補償 普通傷害保険、家族傷害保険 など

普通傷害保険は、国内外を問わず、家庭内、職場内、通勤途上および旅行中など、日常生活の中で起きるさまざまな事故によるケガに備える、もっとも補償範囲の広い保険です。家族傷害保険は、普通傷害保険のファミリー版です。



日常生活上のケガに備える



家事でのケガに備える



スポーツ・レジャーでのケガに備える

交通事故の危険を補償 交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険 など

交通事故傷害保険は、国内外を問わず、主として交通事故によるケガに備える保険です。また建物や乗り物の火災によるケガにも備えることができます。ファミリー交通傷害保険は、交通事故傷害保険のファミリー版です。



交通事故によるケガに備える



建物や乗り物の火災によるケガに備える

旅行中の危険を補償 国内旅行傷害保険、海外旅行傷害保険 など

国内旅行傷害保険と海外旅行傷害保険は、観光・商用などの旅行に伴う各種の危険に備える保険です。



旅行中のケガに備える



携行品の損害に備える



旅行中の病気に備える
(海外旅行傷害保険の場合)



搜索救助費用、救助者の交通費・宿泊費

傷害保険は「急激」「偶然」「外来」がキーワードです

傷害保険の対象となるケガは、次の要件すべてに該当する必要があります。

まず「急激性」であることです。これは突発的な発生のことで、事故から傷害の発生までの過程が直接的で、時間的な間隔がないことを意味します。

次に「偶然性」であること。これは予知できない出来事のこと、階段から足を踏み外すなど「原因が偶然」、荷物を持ち上げて腰を痛めるなど「結果が偶然」、道路で転んだところを車にはねられるなど「原因と結果がともに偶然」であることのいずれかを示します。

さらに、「外来性」であることで、キャッチボールのボールがあたってケガをするなど「身体の外部からの作用」であることを示し、傷害保険の対象になるケガは、これら3つのすべてを満たすものになりません。いうまでもなく、故意によるケガ（自傷）には保険金は支払われません。

傷害保険で支払われる保険金

死亡保険金	ケガにより死亡した場合に支払われます。 支払保険金 = 死亡・後遺障害保険金額の全額
後遺障害保険金	ケガにより後遺障害を被った場合に支払われます。 支払保険金 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (死亡・後遺障害保険金額が限度)
入院保険金	ケガにより入院した場合に支払われます。 支払保険金 = 入院保険金日額 × 日数 (契約時に定めた日数が限度)
通院保険金	ケガにより通院した場合に支払われます。 支払保険金 = 通院保険金日額 × 日数 (契約時に定めた日数が限度)
手術保険金	入院保険金が支払われる場合に、そのケガによる治療のために手術を受けたときに支払われます。 支払保険金 = 入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率
その他	ケガなどを原因として、例えば、次のような保険金が支払われるものがあります。 ・ 葬儀費用 ・ 親のケガによる死亡、後遺障害に起因する子供の学費

(注) 補償される損害や費用の範囲は、保険の商品や各損害保険会社により異なります。



からの保険

その他のからの保険

その他のからの保険

所得補償保険

ケガや病気によって、仕事に就くことができなくなった場合の所得の損失に備える保険です。会社員や公務員の場合、給与の6割程度が補償される制度が設けられているケースがありますが、そうした制度のない職業の方を中心に注目されています。



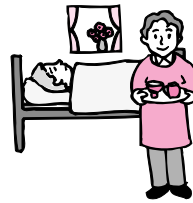
ケガや病気によって働けなくなった場合

医療（費用）保険

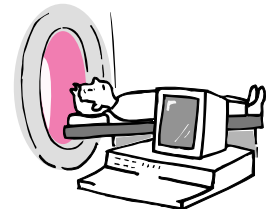
ケガや病気により入院した場合、健康保険等の公的医療保険制度では給付されない費用を補償する保険です。差額ベッド料や、健康保険の適用外となっている抗がん剤治療などを受けた時には大きな負担がかかるだけに、そうした事態に備えた保険です。



治療費の一部負担



入院に伴う諸費用
(差額ベッド料、親族付添費用など)



高度先進医療を受けた場合の技術料

介護（費用）保険

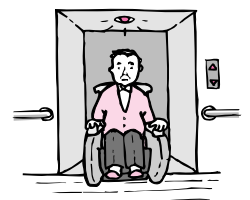
寝たきり、認知症（痴呆症）など所定の要介護状態になり、その状態が一定期間を超えた場合に、「介護に要した諸費用」を補償する保険です。介護費用は、意外に負担がかさむものです。公的介護保険を補完する商品として、加入するケースが増えています。



病院、介護施設および有料老人ホームに支払った費用



在宅介護の場合の諸費用



住宅改造費用

傷害保険は団体契約による加入も可能です

傷害保険には、単独もしくは家庭単位で加入できるだけでなく、団体契約とすることも可能です。団体契約とは、職場や同業者団体、町会、学校など、一定人数以上の集団であり、かつ保険会社の定める基準に適合する団体について、その団体が契約者となるものです。団体の構成員や家族の方々を被保険者とする契約で、団体契約のメリットは、加入人数に応じた団体割引の適用や、保険料の一時払込猶予などを受けられることにあります。

生命保険と損害保険のちがい

従来、生命保険会社のみが取り扱っていた医療保険、がん保険、介護保険なども、今では損害保険会社での取り扱いが可能になっています。ここでまとめておきましょう。

	生命保険（第一分野）	第三分野		損害保険（第二分野）
保 険 事 故	人の生存・死亡	傷害・疾病・介護		左記以外の偶然な事故
保 険 金 の 支 払 方 法	定額給付	定額給付・損害てん補		損害てん補
商 品 例	定期保険 養老保険 終身保険	（生保） 医療保険 がん保険 就業不能保障保険 医療保障保険 介護保障保険	（損保） 傷害保険 所得補償保険 医療（費用）保険 介護（費用）保険	火災保険 自賠責保険 自動車保険 船舶保険 貨物保険 賠償責任保険 など
取 扱 保 険 会 社	生命保険会社	損害保険会社・生命保険会社（本体・子会社）		損害保険会社



からだの保険

スポーツ・レジャーの保険

楽しいはずのスポーツ・レジャーにも、思わぬ危険が潜んでいます。事故でケガをしたり、他人を傷つけてしまった場合のスポーツ・レジャーの保険にも、さまざまな種類があります。

ゴルファー保険

ゴルフの練習、競技、指導中に発生した偶発の事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

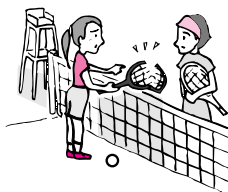
ゴルファー自身のケガ、ゴルフ用品の損害、アルバトロス、ホールインワンを達成した場合の記念品等の出費にも備えることができます。



テニス保険

テニスの練習、競技、指導中に発生した偶発の事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

プレーヤー自身のケガ、テニス用品の損害も補償します。



つり保険

つりを目的として家を出発してから帰宅するまでの間に加え、漁具用品の破損・盗難損害、また、つりをしている間に誤って、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。万一遭難した場合の捜索費用にも備えることができます。



スキー・スケート総合保険

スキーまたはスケートを目的として、家を出発してから帰宅するまでの間に、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。スキーヤー、スケーター自身のケガ、スキー・スケート用品の盗難損害等も補償します。また、スノーボードなど雪上滑走スポーツに起因する損害についても、特約をセットすることにより備えることができます。



コラム

個人賠償責任保険をご存知ですか

日々の暮らしにも危険が潜んでいます。住まいの管理やふだんの生活の中で、偶発の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えてしまうこともあり得ます。それによって法律上の損害賠償責任を負担するケースもありますが、そうした際の備えとなるのが個人賠償責任保険です。家族全員が補償の対象になります。また火災保険や傷害保険とセットで加入することもできます。

自動車の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任や他人から預かったものに関わる損害賠償責任等は、この保険では支払対象となりません。

自転車の保険

自転車で相手にケガをさせると損害賠償責任が

誰もが手軽に乗れる自転車ですが、意外に事故は多く、万一他人を死傷させれば法律上の損害賠償責任が生じます。自転車は自動車に対しては「交通弱者」とされがちですが、歩行者に対しては加害者となることが珍しくありません。高校生が無灯火で走行中、高齢者と接触して死亡させた事故では2,000万円近い賠償金を請求されたケースもあるほどです。そうした事態に備えるのが自転車保険です。

他人にケガを負わせた場合に備える保険があります

他人にケガを負わせた場合の損害賠償責任を補償するためには、「個人賠償責任保険」があります。この保険は単独で契約する方法や各種の傷害保険や火災保険などにセットして契約する方法があります。

自分がケガをした場合に備える保険があります

一般に「傷害保険」と呼ばれ、自転車に限らず自分がケガをした場合に保険金が支払われます。この保険は単独で契約する方法や、火災保険などとセットにして契約する方法があります。

傷害保険にはさまざまなタイプがあり、普通傷害保険のほかに交通事故傷害保険、主に生徒や学生を対象にした学生総合保険やこども総合保険など多彩です。

自転車専用の保険もあります ~ 「傷害保険」+「個人賠償責任保険」で十分な備えを ~

事故のケースを自転車の危険に限定して契約したい方のための専用保険として「自転車総合保険」があります。自転車に乗っていてケガをしたり、相手にケガを負わせた場合などに補償が受けられます。自転車も時には“凶器”になることもあり得るのですから、安全運転を心掛けるのはもちろん、十分な備えが必要です。

購入時にTSマーク保険に加入できます

「自転車安全整備制度」の加盟店で自転車を購入、点検・整備を受けると加入できるのがTS(Traffic Safety)マーク保険です。自分がケガをした場合の傷害保険と相手に対する賠償責任保険がセットになっています。契約期間は1年ですから、補償を受けるには毎年更新する必要があります。

このほかSG(Safety Goods)マーク保険といって、財団法人製品安全協会のSGマークの付いた自転車を購入すると、自動的に最高限度額1億円の賠償責任保険が付帯されます。ただし、自転車自体の欠陥によって起きた事故のみ補償されます。

損害保険用語の基礎知識

保険契約申込書（自動車保険）

損害保険には独特の用語があります。ここでは自動車保険を例に、申込書に関する知っておくと便利な基本的な用語を説明します

保険契約者（申込人）

保険契約を申し込む人のことをいいます。契約が成立すると、保険料を支払う義務が生じます。

被保険者

補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。傷害保険であれば、ここに記載された人がケガをした場合に保険金が受け取れます。保険契約者と同一のこともあれば、別の場合もあります。

告知義務

契約を結ぶにあたり、とくに重要とされる事項については告知義務（重要な事実を正しく告げる義務）があります。例えば、傷害保険であれば、職業や職種などです。

安全装置等

イモビライザなどの盗難防止装置が装着されている場合や環境に配慮したエコカーに自動車保険を付ける場合などには、保険料が割引される制度があります。

自動車保険契約申込書

申込日	平成 <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
申込人 （保険契約者）	住所 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
被保険者	住所 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 生年月日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年令 <input type="text"/> <input type="text"/> 性別 <input type="text"/> <input type="text"/> 職業 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 職種 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
運転者年令条件	家族限定 本人・配偶者限定
被保険自動車	車名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 初年度登録年月 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 仕様 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 登録番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 運輸支局 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 型式 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 使用の本拠地 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 車台番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 排気量 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
安全装置等	エコカー <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> イモビライザ <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 年間走行距離 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
用途車種	<input type="radio"/> 自家用普通乗用車 <input type="radio"/> 自家用小型乗用車 <input type="radio"/> 自家用軽四輪乗用車
使用目的	<input type="radio"/> 車両所有者 <input type="radio"/> ノンフリート <input type="radio"/> フリー

保険期間		平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ~ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
証券番号		払込方法	団体扱割引 回払 <input type="text"/> %
担保種目 保険種類 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>			
車両（車両費用）			
一般条件	車対車	免責金額	保険金額 <input type="text"/> 万円
賠償	対人	保険金額	<input type="text"/> 万円
	対物	保険金額	<input type="text"/> 万円
人身傷害		保険金額	<input type="text"/> 万円
搭乗者傷害	医療保険金	入院 日額 <input type="text"/> 円	保険金額 <input type="text"/> 万円
無保険車傷害			
自損事故傷害			
車内身の回り品			
車両保険			
初回保険料 <input type="text"/> 円		合計保険料 <input type="text"/> 円	
本年等級等		割増・割引・特定・特約	
前契約		代理店記入欄	
会社名 <input type="text"/>			
証券番号 <input type="text"/>			

保険期間

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間をいいます。通常、保険証券に記載された保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終了します。

保険料の払込方法

一時払、分割払など、払込方法を選択します。保険の種類によって、分割払を選択できない場合もあります。

保険金額（契約金額）

保険をいくらつけるかという時の「いくら」に当たる契約金額のことをいいます。損害保険会社が保険契約に基づいて支払う保険金の限度額を示すものです。

保険料

保険契約者が保険契約に基づいて損害保険会社または代理店に支払う金銭のことをいいます。

特約条項

保険契約の基本となる契約条件を変更するために付けるものです。補償する範囲を変更したり、保険料を分割払いにするなど希望にあった契約内容とすることができます。

損害保険用語の基礎知識

損害保険の内容を理解する際はもちろん、損害保険会社を選ぶ際や、実際に補償を受ける場合など、知っておくと便利な用語はさまざまです。ここでは、保険証券をはじめ、必要と思われる用語を説明します。

保険契約者

〒

様

自動車保険

自動車保険証券

損害保険株式会社

印紙税申告納付につき
税務署承認済

証券番号

保険期間

■主に運転される方(記名被保険者)

氏名	
住所	
生年月日	
免許証	

■運転者の条件(保険の対象となる運転者の範囲)

年齢条件	
家族限定	

■保険料お支払内容

保険料	
払込方法	
払込期日	

■補償の対象となるお車(被保険自動車)

車名・仕様	
車台番号	
登録番号	
型式	
初年度登録	
車両所有者	

■補償内容/保険金額

相手の補償方	ひと	対人賠償	
	もの	対物賠償	
ご自身・搭乗者の方への補償	ひと	人身傷害補償	
		搭乗者傷害	
		無保険車傷害	
	もの	自損事故傷害	
		車両保険 (その他付帯特約)	
		車内身の回り品	

■その他特約

チェック!

保険契約の満期日です。更新手続きなど忘れずに。

チェック!

運転者を確認してください。

チェック!

分割払の場合は払込期日を忘れずに。

チェック!

保険の補償内容がここに載っています。再度ご確認ください。

保険証券

保険契約をすると、その成立および内容を証明するために、損害保険会社が作成して保険契約者に交付する書面です。ここには、建物、家財、自動車など保険を付ける対象となる「保険の目的」、保険契約者が補償を受けるための対価となる「保険料」、補償限度額となる「保険金額」などが記されています。紛失しないよう保管しておくことが大切です。

保険金

保険で補償する損害が発生した時に、損害保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

免責および免責金額

損害が生じても保険金が支払われない場合を免責といい、一定金額以下の損害については、保険契約者や被保険者が自己負担するものとして設定する金額を免責金額といいます。保険契約にあたっては、免責や免責金額の定めがあるかどうか十分に確認することが大切です。

損害保険の仕組みを理解するための用語

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があると、その割合に応じて損害賠償額が減額されます。例えば車同士の追突事故の場合は、追突した側が全面的に過失があるとされるケースが一般的ですが、交差点で出会い頭の事故などの場合、双方に一定割合の過失があるとされるケースがあります。

時価

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。新築や新品でない物が毀損などされた場合、使用年数に応じて一定の金額が差し引かれ算出されます。

再調達価額

同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。

損害保険を選ぶ際に知っておきたい用語

契約者貸付

積立タイプの保険を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返戻金の一定範囲内で資金の融資が受けられることをいいます。

満期返戻金

積立タイプの保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料全額の支払いが完了すると満期時に損害保険会社から保険契約者に支払われる金額をいいます。この額は、契約時に定められています。

契約者配当金

積立タイプの保険で、積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えた時に、満期返戻金とあわせて損害保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

保険約款

保険契約の内容を定めたものをいいます。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約条項）とがあります。パンフレット等だけではなく契約時には保険約款にも必ず目を通し、不明点がある場合には損害保険会社が代理店におたずねください。

通知義務

保険契約をした後、契約内容に変更が生じた場合、保険契約者は損害保険会社に速やかに連絡を入れる必要があります。例え

ば火災保険の場合、住居を店舗に改造したり、契約した建物を他人に売却したなどの場合に通知義務が発生します。

損害保険会社を選ぶ時に知っておきたい用語

ディスクロージャー

企業の経営内容や商品・サービスについて、わかりやすく説明することをいいます。損害保険会社は毎年、ディスクロージャー誌を発行し、会社の概要、経理の状況、事業の概況、保険商品および保険制度などについて説明しています。このディスクロージャー誌は損害保険会社の本支店、営業所などに備え付けてあります。経営内容を知る上で役立ちますから、目を通してみるといいでしょう。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」に対して、「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払能力」の割合を示す指標で、保険業法等に基づき計算される比率のことをいいます。保険会社の健全性を判断する場合は、200%以上であれば問題ないとされています。

損害保険契約者保護機構

損害保険会社が経営破綻した場合、加入している契約者の保険契約を継続させ、契約者保護を図るための機構です。経営破綻した損害保険会社の保険契約を引き継ぐ会社が現れた場合は、その引き継ぐ会社に資金援助を行います。また、引き継ぐ保険会社が現れない場合は、経営破綻した損害保険会社の契約を損害保険契約者保護機構が引き継ぎます。

その他にこんな用語もあります

保険料即収の原則

保険契約をする時に、損害保険会社が保険料の全額を領収しなければならぬ決まりをいいます。保険料分割払いで契約を結んだときには、この原則は適用されません。

保険料率

保険料の契約金額に対する割合をいい、一般的には契約金額あたりの金額で示されます。保険契約者が損害保険会社に支払う保険料に対応する料率は「営業保険料率」といいます。この営業保険料率は将来の保険金支払いに充当される部分（純保険料率）と、損害保険会社の社費などに充当される部分（付加保険料率）の二つに分けられます。



お問い合わせ先一覧

損害保険についての正しい知識と理解を深めていただき、また、事故が起きたときのご相談に応じるために、いろいろな相談窓口があります。

日本損害保険協会 会員会社相談窓口一覧

会社名	郵便番号	所在地	電話番号
あいおい損害保険株式会社	150-8488	渋谷区恵比寿1-28-1 お客様相談センター	03-5424-0101
朝日火災海上保険株式会社	101-8655	千代田区鍛冶町2-6-2 お客様相談センター	0120-115603
共栄火災海上保険株式会社	179-0075	練馬区高松5-8-20 お客様相談室	0120-719250
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	102-0082	千代田区一番町20-5 AIビル 企画総務部総務課	03-3237-2111
スミセイ損害保険株式会社	160-0003	新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル お客様相談センター	03-5360-6775
セコム損害保険株式会社	102-8645	千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル お客様相談室	0120-333962
セノン自動車火災保険株式会社	170-6068	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 40F お客様相談室	0120-281389
ソニー損害保険株式会社	144-8721	大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F お客様相談室	0120-101656
株式会社損害保険ジャパン	160-8338	新宿区西新宿1-26-1 お客様相談センター	03-3349-3111
そんぼ24損害保険株式会社	170-6044	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	0120-999111
大同火災海上保険株式会社	900-8586	那覇市久茂地1-12-1 総合企画部	098-867-1161
東京海上日動火災保険株式会社	100-8050	千代田区丸の内1-2-1 お客様相談窓口	03-3212-6211
日新火災海上保険株式会社	101-8329	千代田区神田駿河台2-3 お客様相談室	03-3292-8000
ニッセイ同和損害保険株式会社	231-0005	横浜市中区本町5-48ニッセイ同和損保横浜ビル7F カスタマーセンター	0120-950055
日本興亜損害保険株式会社	100-8965	千代田区霞ヶ関3-7-3 お客様相談室	03-3593-3111
日立キャピタル損害保険株式会社	102-0083	千代田区麹町2-1-4 大手町建物麹町ビル8F お客様相談室	03-5276-5364
富士火災海上保険株式会社	542-8567	大阪市中央区南船場1-18-11(大阪本社) お客様サービス部お客様相談室	06-6266-7823
三井住友海上火災保険株式会社	135-0016	江東区東陽町5-29-16三井住友海上カスタマーセンター お客様デスク	0120-632277
三井ダイレクト損害保険株式会社	112-0004	文京区後楽1-4-27	03-5804-7566
明治安田損害保険株式会社	101-0048	千代田区神田司町2-11-1 お客さま相談室	03-3257-3120

会社名	郵便番号	所在地
トーア再保険株式会社	101-8703	千代田区神田駿河台3-6
日本地震再保険株式会社	103-0024	中央区日本橋小舟町8-1小舟町富士プラザ4F

再保険専門会社につき一般の損害保険は取り扱っておりません。

(2005年10月現在)

日本損害保険協会 自動車保険請求相談センター 自動車保険に関する苦情、相談を受け付けます。

担当支部	名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	札幌	060-0001	札幌市中央区北一条西7-1-2 三井住友海上札幌ビル7F	011-290-1881
東北	青森	030-0812	青森市堤町2-1-7 TAP堤町ビル4F	017-722-1025
	盛岡	020-0021	盛岡市中央通り2-2-5 住友生命盛岡ビル10F	019-651-4495
	仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町1-3-1 日本生命ビル3F	022-223-9222
	秋田	010-0951	秋田市山王2-1-43 三井住友海上秋田ビル5F	018-823-5922
	山形	990-0039	山形市香澄町3-1-7 朝日生命ビル7F	023-633-0589
	福島	960-8031	福島市栄町10-21 福島栄町ビル5F	024-521-1295
関東	新潟	950-0088	新潟市万代2-3-16 リバービューSDビル2F	025-241-9515
	水戸	310-0011	水戸市三の丸1-4-73 水戸三井ビル10F	029-226-1693
	宇都宮	320-0811	宇都宮市大通り1-4-22 住友生命宇都宮第2ビル9F	028-621-6463
	前橋	371-0024	前橋市表町2-9-9 明治安田生命前橋ビル8F	027-223-2316
	さいたま	338-0001	さいたま市中央区上落合1-12-16 あいおい損保さいたまビル8F	048-854-9463
	千葉	260-0045	千葉市中央区弁天1-15-3 大宗北口ビル7F	043-284-7955
	東京	101-0063	千代田区神田淡路町2-7 損保会館別館1F	03-3255-1377
	立川	190-0012	立川市曙町2-35-2 A-ONEビル12F	042-525-9216
	横浜	220-0004	横浜市西区北幸1-4-1 横浜天理ビル21F	045-323-6211
	甲府	400-0031	甲府市丸の内3-1-6 住友生命山梨ビル3F	055-228-8335
	松本	390-0811	松本市中央1-4-20 日本生命松本駅前ビル7F	0263-35-7790
静岡	静岡	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエアビル8F	054-252-3334
北陸	富山	930-0004	富山市桜橋通1-18 住友生命富山ビル10F	076-432-2294
	金沢	920-0864	金沢市高岡町2-37 三栄ビル8F	076-232-0214
	福井	910-0006	福井市中央3-6-2 損保ジャパン福井ビル6F	0776-22-3282
名古屋	岐阜	500-8856	岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル2F	058-252-7513
	名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3-23-31 栄町ビル6F	052-971-7161
	四日市	510-0085	四日市市諏訪町4-5 住友生命四日市ビル3F	0593-53-5946
近畿	大津	520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル8F	077-525-3954
	京都	604-8152	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町652 損保ジャパン京都第二ビル5F	075-211-9601
	大阪	541-0041	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル(大阪損保会館)9F	06-6202-2640
	奈良	630-8115	奈良市大宮町6-2-19 奈良東京海上日動ビル3F	0742-35-1751
	和歌山	640-8331	和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル5F	073-431-6290
	神戸	651-0087	神戸市中央区御幸通4-2-20 三宮中央ビル6F	078-222-7220
中国	鳥取	680-0822	鳥取市今町1-103 住友生命鳥取ビル3F	0857-24-4233
	松江	690-0007	松江市御手船場町伊勢宮565-8 松江東京海上日動ビル3F	0852-24-2165
	岡山	700-0903	岡山市幸町8-22 三井住友海上火災岡山ビル3F	086-232-7020
	広島	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-29 損保ジャパンみずほ銀行広島ビル6F	082-247-5003
	山口	753-0076	山口市泉都町7-11 損保ジャパン山口ビル5F	083-925-0999
四国	徳島	770-0901	徳島市西船場町1-14 明治安田生命徳島ビル6F	088-622-5279
	高松	760-0047	高松市塩屋町10-1 共栄火災ビル5F	087-821-0389
	松山	790-0003	松山市三番町4-12-7 三井住友海上松山三番町ビル3F	089-945-2335
	高知	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビル4F	088-825-0318
九州	福岡	810-0041	福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9F	092-713-7318
	佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル7F	0952-29-8768
	長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル11F	095-824-2571
	大分	870-0034	大分市都町1-1-23 住友生命ビル6F	097-536-5043
	熊本	860-0804	熊本市幸島町8-23 桜ビル幸島町4F	096-324-8740
	宮崎	880-0806	宮崎市広島1-18-13 宮崎第一生命ビル新館5F	0985-28-1199
	鹿児島	890-0053	鹿児島市中央町12-2 明治安田生命鹿児島中央町ビル5F	099-252-3466
沖縄	沖縄	900-0033	那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9F	098-868-8950

利用時間：午前9時～12時、午後1時～5時(月～金曜日、祝祭日を除く)

(2005年10月現在)

日本損害保険協会 そんがいほけん相談室 損害保険の苦情、相談を受け付けます。

	担当地域	郵便番号	所在地	電話番号 / FAX番号
本部	全国	101-8335	千代田区神田淡路町2-9 損保会館14F	TEL 0120-107808 FAX 03-3255-1237
北海道支部	北海道	060-0001	札幌市中央区北一条西7-1-2 三井住友海上札幌ビル7F	TEL 011-231-3815 FAX 011-231-3843
東北支部	青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島	980-0811	仙台市青葉区一番町1-3-1 日本生命ビル3F	TEL 022-221-6466 FAX 022-221-7381
静岡支部	静岡	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア8F	TEL 054-252-1843 FAX 054-273-2514
北陸支部	富山・石川・福井	920-0864	金沢市高岡町2-37 三栄ビル8F	TEL 076-221-1149 FAX 076-221-0482
名古屋支部	岐阜・愛知・三重	460-0003	名古屋市中区錦3-23-31 栄町ビル6F	TEL 052-971-1201 FAX 052-961-6970
近畿支部	滋賀・京都・大阪 兵庫・和歌山・奈良	541-0041	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル(大阪損保会館)9F	TEL 06-6202-8761 FAX 06-6202-8764
中国支部	鳥取・島根・岡山 広島・山口	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-29 損保ジャパンみずほ銀行広島ビル6F	TEL 082-247-4529 FAX 082-242-3992
四国支部	徳島・香川・愛媛・高知	760-0047	高松市塩屋町10-1 共栄火災ビル5F	TEL 087-851-3344 FAX 087-823-1377
九州支部	福岡・佐賀・長崎・熊本 大分・宮崎・鹿児島	810-0041	福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9F	TEL 092-771-9766 FAX 092-731-7878
沖縄支部	沖縄	900-0033	那覇市久米2-2-20 大同火災海上保険(株)久米ビル3F	TEL 098-862-8363 FAX 098-862-8372

(2005年10月現在)

本部では「そんぼ情報スクエア」、支部(四国支部、沖縄支部を除く)では、「損害保険情報コーナー」を設置して各損害保険会社の主な損害保険のパンフレットなどを備え付けており、自由に閲覧もしくはお持ち帰りいただけます。
損害保険の商品情報の収集に積極的にご利用ください。

利用時間

本部「そんがいほけん相談室」：午前9時～午後6時(月～金曜日、祝祭日を除く)
支部「そんがいほけん相談室」：午前9時～12時、午後1時～5時(月～金曜日、祝祭日を除く)



社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
TEL. 03-3255-1215
URL. <http://www.sonpo.or.jp>

損害保険に関することはお気軽に次のフリーダイヤル(電話料金無料)へご相談ください。

日本損害保険協会
そんがいほけん相談室  **0120-107808**

受付時間：午前9時～午後6時(月～金曜日、祝祭日を除く)

